

都市公園等に関する事故裁判例

	事故事例	瑕疵責任等	事故発生日	事件番号	賠償判決
1	サッカーゴール転倒事故	ゴールの設置又は管理に瑕疵があったとされた (過失割合) 原告の過失：被告の過失=2：8	平成6年 5月28日	平成 6(ワ)1292	2527万9492円
2	日時計下敷き死亡事故(類似施設 学校)	日時計の管理に瑕疵があったとされた (過失割合) 原告の過失：被告の過失=3：7	平成7年 12月1日	平成 8(ワ)16471	508万5640円
3	標識倒壊事故	標識の管理に瑕疵があったとされた (過失割合) 原告の過失：被告区の過失：子ども・その両親の過失=0：10：0	平成15年 3月24日	平成18(ワ)18806	288万4624円 (地裁)
4	噴水施設転落死亡事故	噴水施設の設置又は管理に瑕疵があったとされた (過失割合) 原告の過失：被告の過失=5：5	平成17年 4月5日	平成 18(ワ)2633	計 2880万6438円
5	公園飛び出し死亡事故	公園の管理に瑕疵があったとされた (過失割合) 原告の過失：被告の過失=1：9 (原告：運転手：被告町=1：8：1で支払に応じる)	平成17年 9月19日	平成 19(ワ)1984	計 5528万1085円
6	ゆりかご型ブランコ傷害事故	みどりの広場のブランコで座席底部と地面に挟まれ骨折した事故で、被告である市と製造業者の損害賠償が一部認められた。 (過失割合) 原告の過失：被告の過失=3：7	平成9年 10月23日	平成10(ワ)1475	123万9879円
7	犬衝突傷害事故	公園内を散歩させていた犬が歩行者に衝突し、転倒負傷させた事故で、損害賠償の一部が認められた。	平成12年 9月3日	平成13(ワ)365	1903万1968円
8	溪流歩道落石死亡事故	国立公園内の遊歩道を歩行中、落石の直撃により死亡した事故で、管理者である市の瑕疵が認められた。	平成12年 10月10日	平成18(ワ)50	原告A：1292万4072円 原告B：646万2036円 原告C：646万2036円

	事件事例	瑕疵責任等	事故発生日	事件番号	賠償判決
9	ノーリード飛び出し傷害事故	公園内を通行中の自転車に手綱をつけない犬が衝突し、負傷した事故で、一部の損害賠償が認められた。	平成13年 12月2日	平成14(ワ)14626	82万2580円
10	キャッチボール死亡事故	公園内でキャッチボールをしていた小学生児童のボールが、児童のうち一人の胸部にあたり死亡に至った事故で、損害賠償が一部認められた。	平成14年 4月15日	平成15(ワ)1170	原告A：3033万8921円 原告B：3033万8921円
11	ドッグラン内衝突傷害事故	公園のドッグラン内中央付近を突っ切ろうとした者と犬が衝突し、負傷した事故で、犬の飼い主が被告となったが棄却され、控訴。	平成15年 6月8日	平成17(ワ)7681	棄却
12	ボール飛び出し死亡事故	未成年者が蹴ったサッカーボールが校庭から道路へ飛び出し、自動二輪運転者が負傷、その後死亡した事故で、棄却された。	平成16年 2月25日	平成24(受)1948	棄却
13	ノーリード転倒事故	盲導犬訓練予定の犬が、手綱が放れたことによって散歩中の女性に飛びつき転倒・骨折した事故で、パピーウォーカーが被告となり賠償が命じられた。 (過失割合) 原告の過失：被告の過失=2：8	平成17年 4月24日	平成17(ワ)566	154万6538円
14	落枝死亡事故	国立公園内の木道を歩行中、落下してきた枝が直撃し死亡に至った事故で、県と国が被告となったが棄却された。	平成18年 10月8日	平成19(ワ)93	棄却
15	地下駐車場雨水浸水事故	公園の雨水管が詰まり地下駐車場が浸水、自動車が水没した事故で、市が被告となり請求が一部容認された。	平成18年 12月27日	平成22(ワ)764	145万9695円
16	イベントテント飛散死亡事故	公園でのイベント時、突風のため大型テントが飛散し、来場者が負傷して死亡に至った事故で、主催の実行委員会が被告となるも棄却され、控訴。	平成20年 7月27日	平成24(ワ)221	棄却
17	室内プール水死事故	体育館内のプールで溺れた男性が心肺停止になり、その後死亡した事故で、監視員を雇用する社団法人が被告となり使用者責任が認められた。控訴後棄却。	平成22年 2月26日	平成23(ワ)705	原告A：1192万643円 原告B：510万5142円 原告C：544万6062円
18	幼稚園室内プール水死事故	幼稚園プールで溺れた被害児童を見落としたまま放置し、同人が死亡した事故で、同園園長が被告となり無罪となった。	平成23年 7月11日	平成25(わ)1470	(無罪)
19	落雷死亡事故	公園内陸上競技場でのコンサート開催前、コンサート待ちの客が落雷により死亡した事故で、コンサート主催者が被告となったが棄却された。	平成24年 8月18日	平成26(ワ)4405	棄却